第１回ひょうご新観光戦略推進会議 傍聴要領

（趣旨）

第１条　ひょうご新観光戦略推進会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の入場）

第２条　傍聴希望者は、会議の当日、開会予定時刻の１時間前（令和8年11月9日(月)9時00分）から30分前（令和8年11月9日(月)9時30分）までに、受付で傍聴申出書に必要事項を記入すること。

２　会場の都合上、傍聴定員は10名とする。

３　開会予定時刻の30分前（9時30分）の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。

４　開会予定時刻の30分前（9時30分）の時点で傍聴希望者が定員を超えない場合は、開会予定時刻（10時00分）まで先着順で傍聴を認める。

５　傍聴が確定した者は、事務局が交付する吊り下げ札を必ず携帯すること。

（入場の禁止）

第３条　次の各号に該当する者は入場してはならない。

（１）　銃器、刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

（２）　プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

（３）　はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（４）　拡声器、無線機の類を携帯している者

（５）　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（６）　前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

（７）　酒気を帯びていると認められる者

（傍聴者の守るべき事項）

第４条　傍聴者は次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　指定した場所以外の場所への立ち入りを禁止する

（２）　発言を含め、私語は慎むこと

（３）　携帯電話の電源は切って、議事を静聴すること

（４）　カメラ、ビデオ、録音機の持ち込みを禁止する

（５）　傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き、慎むこと

（６）　その他ここに記載のない点は、事務局職員の指示に従うこと

（退場命令）

第５条　傍聴者がこの規則に違反したときは、その者に退場を命ずることができる。

附 則　この要領は、令和8年10月1日から施行する。